

奈良県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陵  
中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出が  
あつた。

平成二十九年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	吉岡 史人	奈良市山陵町一七五
〃	吉岡 郁洋	〃 〃 八八一―一
〃	吉岡 純一	〃 〃 一五五―二
〃	奥田 善次郎	〃 〃 二八三
〃	藤川 恵三	〃 〃 四五七
〃	藤川 信哉	〃 〃 一七八
〃	寺田 雅利	〃 中山町一三六二
〃	大川 博由	〃 〃 一四五七―一
〃	西澤 成晃	〃 〃 一三三五―二
〃	西澤 一晃	〃 〃 一二九八
〃	出口 礼次郎	〃 〃 一三九九―一
〃	染川 稔	〃 〃 一五三九―二
〃	染川 和由	〃 〃 一五九〇
〃	清穂 忠一	〃 〃 一一五六
〃	出口 武男	〃 〃 一三五五―一
〃	中野 薫	〃 〃 一一六四
監事	岡田 邦彦	〃 中山町西一丁目七六一
〃	岡田 英世	〃 〃 七四三
〃	吉岡 克弘	〃 山陵町四九三
〃	吉岡 信博	〃 〃 二二〇

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	奥田 善次郎	奈良市山陵町二八三
〃	吉岡 史人	〃 〃 一七五

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
染川 稔	清穂 忠一	奥田 博一	吉岡 郁洋	出口 武男	西澤 成晃	中野 博之	西槇 一昌	吉田 一郎	北野 多家男	西澤 善一	中野 精一	西澤 一晃	出口 礼次郎	福井 宏一	吉岡 克弘	吉岡 信博	藤川 信哉
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	中山町一 一五三九―二	〃 二二四	山陵町八 八―一	〃 一三五五―一	〃 一三三五―二	〃 一二二一	〃 一二三一	中山町一 三〇一	中山町西一 丁目八五九―二	〃 一四五五―二	〃 一一六四	〃 一二九八	中山町一 三九九―一	〃 一八五	〃 四九三	〃 二二〇	〃 一七八